



島根県報

令和8年9月8日（火）

第 7 5 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

【告 示】

令和8年度自衛官募集 (防災危機管理課) 2

生活保護法の規定による施術機関の指定 (地 域 福 祉 課) 3

生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (") 4

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 5

土地改良区の役員の就任の届出 (農 村 整 備 課) 6

土地改良区の定款変更の認可 (") 7

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 7

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (") 7

都市計画変更の図書の縦覧 (都 市 計 画 課) 8

【公 告】

公共測量の実施（2件） (技 術 管 理 課) 9

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第48号）

1 規則の概要

知事の権限に属する児童福祉法に基づく権限のうち、登録一時保護委託者等以外の適当な者に一時保護を行うことを委託することを新たに地方機関の長に委任することとした。

2 施行期日

令和8年10月1日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第48号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表児童相談所の部1の項中第45号を第46号とし、第38号から第44号までを1号ずつ繰り下げ、第37号の次に次の1号を加える。

(38) 第33条第22項の規定により、登録一時保護委託者等以外の適当な者に一時保護を行うことを委託すること。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

告 示

島根県告示第517号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和8年度自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

2等陸・海・空士（任期制自衛官）

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。

(2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しない者

3 募集期間

令和8年9月15日（火）から同年11月20日（金）まで

4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

5 試験期日・試験場

(1) 筆記試験・適性検査

令和8年12月4日（金）から同月6日（日）までのうち指定する1日

試験場は受付時に通知し、ウェブ試験方式で実施する。

(2) 口述試験・身体検査

令和8年12月上旬から同月中旬までのうち指定する1日

詳細な期日は、試験開始1か月前までに自衛隊島根地方協力本部ホームページに掲載する。

陸上自衛隊出雲駐屯地（出雲市松寄下町1142-1）

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
山岡 由紀美	フレアス在宅マッサージ出雲施術所	あん摩マッサージ指圧	出雲市大津新崎町一丁目21番地 有藤ビル203	令和8年7月1日
芳川 さつき	在宅訪問マッサージあいのてしまね西	あん摩マッサージ指圧	益田市高津1-18-20	令和8年7月17日
領家 幸子	在宅訪問マッサージあいのてしまね西	あん摩マッサージ指圧	益田市高津1-18-20	令和8年7月17日

島根県告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		実施する事業	事 業 所			変更年月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称		所在地	
			変更前	変更後		
社会福祉法人 暁ほほえみ 福祉会	益田市高津町イ2559－1	居宅介護支援	まとい居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所 でのひら	益田市大草町1088－10	令和8年 4月1日
社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部島根県	江津市江津町1016－37	訪問看護 介護予防訪問看護	高砂訪問看護ステーション	江津たかさご訪問看護ステーション	江津市江津町1016－37	令和8年 4月1日

済生会		短期入所療養介護	島根県済生会 介護老人保健 施設高砂ケア センター	島根県済生会 介護老人保健 施設たかさご		令和8年 6月1日
		介護予防短期入 所療養介護				
		通所リハビリテ ーション				
		介護予防通所リ ハビリテーショ ン				
		介護老人保健施 設				
社会福祉法人 梅寿会	益田市高津町四丁目6 番40号	居宅介護支援	万葉苑	居宅介護支援 事業所 ます だハイツ	益田市高津 四丁目6番 40号	令和8年 4月1日
社会福祉法人 仁多福祉会	仁多郡奥出雲町三成 226	短期入所生活介 護	仁多町特別養 護老人ホーム あいサンホー ム	奥出雲特別養 護老人ホーム あいサンホー ム	仁多郡奥出 雲町上阿井 424番地1	平成17年 3月31日
		介護老人福祉施 設				
社会福祉法人 壽光会	出雲市湖陵町差海318 －1	居宅介護支援	居宅介護支援 事業所 相生	居宅介護支援 事業所 湖水 苑	出雲市湖陵 町 差海 318 －1	令和6年 2月15日

島根県告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		実施する事業	事 業 所			変更年月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 暁ほほえみ 福祉会	益田市高津町イ2559－ 1	居宅介護支援	居宅介護支援 事業所 での ひら	益田市高津町 イ2559－ 1	益田市大草町 1088－10	令和 8 年 4 月 1 日
合同会社 R U T S U B O	益田市遠田町3195番地 4	訪問介護	むすび	益田市乙吉町 イ 3 4 2－ 1 第一ビル107	益田市三宅町 2－32 文研 ビル102	令和 8 年 4 月 1 日
		第一号訪問事 業				
株式会社 東 光グループ	松江市八雲町西岩坂 1042	訪問介護	訪問介護ステ ーションよさ み	江津市嘉久志 町2426番地10 新川ビル 2	江津市嘉久志 町イ1503番地 2	令和 8 年 5 月 1 日

				階		
社会医療法人 仁寿会	邑智郡川本町川本383 － 1	居宅介護支援	ケアプランス テーションか わもと	邑智郡川本町 川本383－ 1	邑智郡川本町 川本376－ 4	令和8年 5月1日
		介護予防支援				
		第一号訪問事 業				
社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部島根県 済生会	江津市江津町1016－ 37	短期入所療養 介護	島根県済生会 介護老人保健 施設たかさご	江津市江津町 1110－15	江津市江津町 1016－37	令和8年 6月1日
		介護予防短期 入所療養介護				
		通所リハビリ テーション				
		介護予防通所 リハビリテー ション				
		介護老人保健 施設				
合同会社 k a h a n a	出雲市荻杼町392	訪問看護	訪問看護ステ ーション k a h a n a	出雲市天神町 888－ 2 ラ ポール天神 101	出雲市荻杼町 392	令和8年 7月1日
		介護予防訪問 看護				
社会福祉法人 壽光会	出雲市湖陵町差海318 － 1	居宅介護支援	居宅介護支援 事業所 湖水 苑	出雲市今市町 677－11	出雲市湖陵町 差海318－ 1	令和6年 2月15日

島根県告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 ジョ イプランニング	大阪府大阪市北区神山 町14番22号	居宅療養管理指導	天神中央薬局	出雲市塩冶有原 町6丁目45－2	令和8年4月 30日
		介護予防居宅療養 管理指導			
		居宅療養管理指導	塩冶神前ふたば 薬局	出雲市塩冶神前 5丁目1－12	令和8年4月 30日
		介護予防居宅療養 管理指導			
		居宅療養管理指導	知井宮ふれあい	出雲市知井宮町	令和8年4月

		介護予防居宅療養 管理指導	薬局	988-10	30日
		居宅療養管理指導	庄原中央薬局	出雲市斐川町庄 原2192-3	令和8年4月 30日
		介護予防居宅療養 管理指導			
		居宅療養管理指導	大社まちかど薬 局	出雲市大社町北 荒木485-2	令和8年4月 30日
		介護予防居宅療養 管理指導			
さくら薬局株式 会社	東京都千代田区丸の内 1丁目1番1号	居宅療養管理指導	さくら薬局 出 雲西平田店	出雲市西平田町 243番地1	令和8年4月 30日
		介護予防居宅療養 管理指導			
有限会社 高村	浜田市三隅町古市場 1402-2	複合型サービス	輝ららのさんぽ 道 看護小規模 多機能ホーム	益田市遠田町 2291番地	令和8年6月 30日
社会福祉法人 ことぶき福祉会	出雲市古志町345番地 1	第一号訪問事業	第二ことぶき園 訪問介護事業所	出雲市古志町 2105-1	令和8年6月 30日
社会福祉法人 川本福祉会	邑智郡川本町大字因原 570-1	通所介護	やすらぎ荘通所 介護事業所	邑智郡川本町大 字因原570-1	令和8年7月 31日
株式会社 志穂	浜田市下府町899-1	小規模多機能型居 宅介護	小田の家 ほの か	江津市桜江町小 田100-7	令和8年3月 31日
		介護予防小規模多 機能型居宅介護			
社会福祉法人 雲南市社会福祉 協議会	雲南市三刀屋町三刀屋 1212番地3	小規模多機能型居 宅介護	小規模多機能型 居宅介護事業所	雲南市掛合町入 間482番地3	令和8年5月 31日
		介護予防小規模多 機能型居宅介護	ふれあいセンタ ー		
株式会社 サン フラワーズ	浜田市港町294番地32	地域密着型通所介 護	茶話本舗花のあ る家黒川邸	浜田市黒川町 4111	令和8年7月 31日
			茶話本舗花のあ る家中吉田邸	益田市中吉田町 953番地3	
ボンウェルフェ ア株式会社	福岡県福岡市中央区天 神3-8-20 エント リービル2F	地域密着型通所介 護	ウェルファ出雲 デイサービスセ ンターかえで	出雲市塩冶神前 1丁目6番27号	令和8年7月 31日
		第一号通所事業			

島根県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

出雲市斐川土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

勝部 啓子 出雲市斐川町原鹿683番地

2 就任年月日

令和8年8月10日

島根県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、頓原土地改良区の定款変更を令和8年9月1日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第524号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市木次町平田666－1、666－2、1241、1246－1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

木次町平田666－1・666－2・1241・1246－1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第525号

令和8年島根県告示第439号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を美郷町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
邑智郡美郷町粕渕1071、1072－1、1072－2、1094	有限会社 東亜商事 株式会社 富士産商 北日本産業 株式会社
邑智郡美郷町粕渕1073－1	仲上 肇
邑智郡美郷町粕渕1076－3	景山 新市
邑智郡美郷町粕渕1076－4	景山 繁三郎
邑智郡美郷町粕渕1078－3	引地 秀樹 金子 正人 景山 コスミ 景山 義見 景山 吉蔵 景山 秀雄 景山 初次郎 景山 松雄 景山 竹廣 景山 長市 景山 与市 杉本 ツイ 杉本 賢吉 杉野 房利 菅原 勇 菅原 秋義 菅原 清太 菅原 亦市 赤波根 タカヨ 中尾 弥市 長瀬 広義
邑智郡美郷町粕渕1080、1086－1、1086－2	天崎 博文
邑智郡美郷町粕渕1084－12、1084－19、1084－20	三反田 肇
邑智郡美郷町粕渕1085－4	吉野 淳志
邑智郡美郷町粕渕1090－1、1090－2	松尾 亀吉郎
邑智郡美郷町粕渕1091－1、1091－2	杉本 数人
邑智郡美郷町粕渕1092－1	川上 博久

島根県告示第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項にお

いて準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

川本都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和8年8月25日から令和11年3月31日まで

3 作業地域

大田市三瓶町小屋原地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和8年8月26日から令和9年1月29日まで

3 作業地域

隠岐郡知夫村薄毛地内